

## 乗合バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和元年9月)

9月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

### ○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処分の内容	違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	道南バス株式会社（法人番号1430001056880）代表者矢野輝佳	北海道室蘭市東町3丁目25番地3号		倶知安営業所	北海道室蘭市東町3丁目25番地3号		R1.09.26	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和元年8月8日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。（1）運転者に対する指導監督の記録義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）	0	6
2	道南バス株式会社（法人番号1430001056880）代表者矢野輝佳	北海道室蘭市東町3丁目25番地3号		札幌営業所	北海道札幌市白石区本通20丁目北2番3号		R1.09.26	文書警告	道路運送法第23条第3項他3件	令和元年8月8日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。（1）運行管理者の選任解任届出義務違反（道路運送法第23条第3項）、（2）乗務員台帳の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第37条第1項）、（3）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第38条第1項）、（4）運転者に対する指導監督の記録義務違反（運輸規則第38条第1項）	0	6
3	道南バス株式会社（法人番号1430001056880）代表者矢野輝佳	北海道室蘭市東町3丁目25番地3号		苫小牧錦西営業所	北海道苫小牧市字錦岡573番地196		R1.09.30	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第69条 他8件	令和元年7月18日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。（1）疾病、疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第21条第5項）、（2）点呼の記録義務違反（運輸規則第24条第5項）、（3）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第24条第5項）、（4）事故の記録義務違反（運輸規則第26条第2）、（5）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第37条第1項）、（6）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第38条第1項）、（7）運転者に対する指導監督記録義務違反（運輸規則第38条第1項）、（8）書類の適切管理義務違反（運輸規則第69条）、（9）届出義務違反（道路運送法施行規則第66条第1項第6号）	2	8
4	道南バス株式会社（法人番号1430001056880）代表者矢野輝佳	北海道室蘭市東町3丁目25番地3号		静内営業所	北海道日高郡新ひだか町静内緑町7丁目6番37号		R1.09.30	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項、第4項他3件	令和元年8月5日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。（1）乗務等の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第25条第1項、第4項）、（2）乗務員台帳の作成義務違反（運輸規則第37条第1項）、（3）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第38条第1項）、（4）運転者に対する特別な指導義務違反（運輸規則第38条第2項）	0	8

